

第 5903 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2018年)平成30年 2月26日 月曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## 消費税の軽減税率

**Q**：延期になっていた消費税の改正ですが、どのような制度でしたか？

**A**：次のような制度です。

### 【解説】

消費税は、平成31年10月1日に税率が8%から10%に引き上げられ、同時に軽減税率制度が実施されることになっています。

#### ①軽減税率制度の概要

現行…消費税率6.3%、地方消費税率1.7%、合計8%

改正標準税率…消費税率7.8%、地方消費税率2.2%、合計10%

改正軽減税率…消費税率6.24%、地方消費税率1.76%、合計8%

軽減税率の税率は現行と同じですが、内容が変わりますので、注意が必要です。

#### ②軽減税率の対象となる品目

##### ・飲食料品

食品表示法に規定する食品（酒類を除き一定の一体資産（注）を含みます）が対象になり、外食やケータリング等は軽減税率の対象になりません。

（注）おもちゃ付きのお菓子など、食品と食品以外の資産が一体となっているものをいい、税抜価額が1万円以下で、食品の価額の占める割合が2/3以上のものは、軽減税率の対象となります。

##### ・新聞

政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行するもの（定期購読契約のもの）が対象になります。

